

関係各位

他法令該当貨物に係る輸出入申告のNACCSコード等の入力について

標記の入力については、従来NACCS事務処理要領に従って、NACCSコード、各種ライセンス番号等の入力を行っていただいているところですが、本年7月1日から実施している輸出入申告における通関関係書類の簡素化（区分1「簡易審査扱い」とされた申告に係る通関関係書類の提出省略）に伴って、書面による他法令手続及び共通管理番号によらないシステム他法令手続について、下記の通り、関連NACCSコードの入力及び入力方法の統一を図ることとしましたので、ご協力をお願い致します。

なお、本取扱いは平成24年8月1日（水）から実施することと致します。

記

1. 輸出

(1) 輸出貿易管理令

輸出貿易管理令に係る貨物（特例扱いのものを含む）については、「輸出承認証等区分」欄に所定のNACCSコード（以下「コード」という。）を入力するとともに、以下の入力を行う。

「輸出承認証番号等」欄：（経済産業省等の輸出許可・承認を受けている場合）同欄左に所定のコード、同欄右に輸出許可証番号又は輸出承認証番号を入力

「輸出貿易管理令別表コード」欄：（輸出許可を受けている場合、特例扱いを利用する場合、CISTEC公表リスト（非該当リスト）該当の場合）所定のコードを入力

「外為法第48条コード」欄：（輸出許可を受けている場合）許可種別に応じたコードを入力

【例】輸出貿易管理令別表1内2-(12)に係る測定機の輸出申告の場合（経済産業省の輸出許可が個別許可の場合）：

「輸出承認証等区分」欄                   :

「輸出承認証番号等」欄               :  (許可番号等)

「輸出貿易管理令別表コード」欄       :

「外為法第48条コード」欄             :

(2) その他の輸出他法令

輸出貿易管理令以外の他法令該当貨物については、「輸出承認証番号等」欄に所定のコードとライセンス番号等を入力し、「他法令」欄に所定のコードを入力する。

【例】中古自動車の輸出申告の場合：

「輸出承認証番号等」欄： (輸出自動車情報登録番号)  
「他法令」欄：

2. 輸入

(1) 輸入貿易管理令

輸入貿易管理令該当貨物については、「貿易管理令」欄に所定のコードを入力するとともに、以下の入力を行う。

「輸入承認証」欄：(輸入承認を受けている場合) 有償無償等に応じて所定のコードを入力

「輸入承認証等」欄：同欄左に所定のコード、同欄右に輸入承認証番号、事前確認書番号、通関時確認書類の番号を入力

「輸入令別表」欄：(特例扱いを利用する場合) 所定のコードを入力

【例】「キンバリープロセス証明書」の提出を要する貨物に係る輸入申告の場合：

「貿易管理令」欄：  
「輸入承認証等」欄： (キンバリープロセス証明書番号)

※本事例の場合は、「輸入承認証」欄及び「輸入令別表」欄への入力を要しない。

(2) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）

化審法該当貨物については、「他法令」欄にコード「CR」を入力し、「輸入承認証等」欄に所定のコード及び番号の入力を行う。

【例①】既存化学物質等、官報告示の類別整理番号や官報告示の通し番号等（化審法番号）を記載することで他法令の証明とする場合（当該番号等について、インボイスへの記載を選択する場合は不要）：

「輸入承認証等」欄： (化審法番号)

【例②】許可書や確認通知書により他法令の証明とする場合：

「輸入承認証等」欄： (許可書等番号)

(3) その他の輸入他法令（食品衛生法等でインターフェースシステムを利用しない場合を含む）

上記以外の他法令該当貨物については、「他法令」欄に所定のコードを入力するとともに、「輸入承認証等」欄に所定のコード及びライセンス番号等を入力する。

【例】食品衛生法に係る「食品等輸入届出書」を添付する申告の場合：

「他法令」欄：FD

「輸入承認証等」欄：FDNO (食品等輸入届出書番号)

### 3. 補足

(1) ライセンスが多数あり、「輸出承認証番号等」欄、「輸入承認証等」欄のみでは全ての入力が行えない場合は、可能な限り同欄へ入力の上、残りのライセンス番号等を「記事（税関）」欄に入力する。

(2) ライセンス番号等の桁数が多いため、「輸出承認証番号等」欄や「輸入承認証等」欄に入りきらない場合は、同欄左に所定のコードを、同欄右にライセンス番号等に代え「KIJJ」を入力することとし、「記事（税関）」欄に当該ライセンス番号等を入力する。

(3) ワシントン条約該当輸入貨物については、輸入承認、事前確認、通関時確認にかかわらず、「貿易管理令」欄、「輸入承認証」欄、「輸入承認証等」欄に所定のコード及び番号の入力を行う。

【例①】輸入承認証を取得している場合（無償貨物）：

「貿易管理令」欄：W

「輸入承認証」欄：F

「輸入承認証等」欄：ILNO (輸入承認証番号)

(又は ILNJ (輸入承認証番号))

WANA (CITES 許可書番号)

【例②】事前確認書を取得している場合：

「貿易管理令」欄：W

「輸入承認証等」欄：JKAK (事前確認書番号)

(又は JKAJ (事前確認書番号))

WANA (CITES 許可書番号)

(4) ICCAT 証明書等、通関時確認を要するまぐろについては、「貿易管理令」欄に「T」を入力の上、「輸入承認証等」欄左に「OLNO」を、同欄右に ICCAT 証明書番号等を入力する。

【例】「貿易管理令」欄：T

「輸入承認証等」欄：OLNO (ICCAT 証明書番号)

(5) 化審法該当の新規化学物質で、1 件の確認通知書に複数省庁の番号がある場合の「輸入承認証等」欄への入力は、同欄左に「CRNL」を、同欄右に代表的な番号を入力する。

【例】「輸入承認証等」欄：CRNL YAKUSYOKU 1234567

(6) ライセンス番号や許可書番号等がない場合は、様式名や発行日など、添付書類を特定する項目を入力する。

【例①】化審法に係る「輸入新規化学物質用途確認書」(様式 1)を添付する申告の場合：

「輸入承認証等」欄： 

CRNL	YOSHIKI1-H240727
------	------------------

【例②】化審法に係る「輸入新規化学物質累積数量確認書」(様式 2)を添付する申告の場合：

「輸入承認証等」欄： 

CRNL	YOSHIKI2-H240727
------	------------------

【例③】麻薬及び向精神薬取締法に係る「麻薬向精神薬原料輸入届」(様式 6)を添付する申告の場合：

「輸入承認証等」欄： 

NANO	YOSHIKI6-H240727
------	------------------

【問合せ先】

東京税関業務部通関総括第 1 部門

電話 03-3599-6337